

【第 2 回】 瀬田川地域安全協議会の意見・回答とその対応

1/3

意見・回答（第 2 回 瀬田川地域安全協議会 議事概要）

対応

第 2 回 瀬田川地域安全協議会 議事概要



日時：令和元年 6 月 3 日（月） 14:30～16:00
場所：滋賀県危機管理センター

【出席者】

鷺見大津市副市長（市長代理）、岩永甲賀市長、伊吹滋賀県流域政策局副局長（知事代理）、嶋寺滋賀県防災危機管理監、三和滋賀県大津土木事務所長、北川滋賀県甲賀土木事務所長、橋本滋賀県土木交通部砂防課長、櫻井彦根地方気象台長、松田大戸川ダム工事事務所長、堀田琵琶湖河川事務所長

【報道関係者】

京都新聞社

【主な発言（委員別）】

議題 1 規約の改定について

- ・特に意見はなく、承認された。

議題 2 瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針（案）について

●減災のための目標について

<甲賀市>

①

・野洲川地域安全協議会では、「社会経済被害を最小化」するために具体的な取り組みを実施していくところに、自治体の責任として「市民の命を守る」という視点を追記すべきという意見があった。瀬田川地域安全協議会にも適用すべきではないか。

<事務局>

・4ページの「主な課題」と「減災のための目標」に、「逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため」、「逃げ遅れゼロ」という言葉を入れさせていただく。また「具体的取組」という文言を「ハード・ソフト対策」に変更させていただく。

●ハード対策について

<事務局>

- ・昨年度の協議会において、甲賀市より「大戸川ダムの実現に向けた要望について明記して頂きたい」との意見があり、昨年度はとりあえず案のままで進めた。
- ・今回、事務局で検討した結果、現時点においても淀川水系河川整備計画の中に「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」という記載があるので、検討する段階のものについては今回の取組方針には記載しない。今後、整備計画等にダム本体工事の着手が明記された段階で記載を検討する。
- ・緊急行動計画の改定にかかる関連項目の追加・変更を進める。

【対応①】

人的被害並びにハード対策に関する事項を取組方針に記載します。

（取組方針の修正①）

・取組方針 4. 減災のための目標（P.4）

4. 減災のための目標

令和3年度（2021年度）までに達成すべき目標は、以下のとおりとした。

【令和3年度（2021年度）までに達成すべき目標】

大規模水害・土砂災害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け、浸水が長期に及ぶことを念頭に、**逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す。**

【目標達成に向けた5本柱】

上記目標の達成に向け、圏域において、以下の項目を5本柱とした取り組みを実施する。

1. 円滑かつ迅速な避難のための取組
2. 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組
3. 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
4. 河川管理施設、土砂災害防止施設の整備に関する事項
5. 減災・防災に関する支援

意見・回答（第2回 瀬田川地域安全協議会 議事概要）

対応

<甲賀市>

- ② ・整備計画にダム本体工事の着手が明記された段階でこの取組方針に記載するとの事だが、甲賀市からいうと、整備計画に反映されるかどうか大きな山場を迎えており、ハード整備ということ考えると、大戸川ダムの工事を本当に一日も早く実施していただかないと根本的な解決にならない。
- ・大戸川ダムの早期実現に向けた取り組みというのはこの協議会の取組方針にしっかり明記し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいくことを記載しておくべきである。
- ・私たちは待ちの姿勢ではない。整備計画にしっかり位置づけるために、この流域の危険性や、地域住民の声をしっかりヒアリングしながら実現に向けて取り組んでいくことは、命を守る観点、ハード整備を進めていく観点からも大変大切なことであり、ぜひ大戸川ダムの早期実現に向けての要望を加えていただきたい。
- ・甲賀市の大戸川、信楽川のハード部分について、この大戸川ダムがないと根本的な整備計画にも結びつかないというのが現状であり、待ちの姿勢でいつか誰かが整備計画をつくってくれるというような姿勢では、市民の皆さん方に説明もできないので、しっかりその部分については流域として要望をしているんだという根本的なところをここの中で見せていかないとけない。

<事務局>

- ・協議会におけるハードの取り組みは、整備計画に書かれていることを進めていくものであり大戸川ダムの整備時期が明記されていないので、明記されていないものに対して協議会がそこに対する言葉を明記すべきでないと考えている。

<琵琶湖河川事務所>

- ・現在、淀川水系における中上流部の河川改修の進捗状況とその影響検証にかかる委員会の報告書を取りまとめている最中でもあるので、一旦事務局と、記載するか、このままいくか、方向性を決めてまた相談させていただきたい。

<甲賀市>

- ・承知した。

<滋賀県>

- ・滋賀県としても、大戸川ダムの整備促進に向けた要望を行っており、そうした活動を進めているところは申し添えておく。

<大津市>

- ・大戸川ダムについては県で検証を重ねられて、一定の効果はあるという結論に至ったということは認識しているが、大津市としてこのダムについての詳細な知見というのは持ち合わせていないことから、判断については今、大津市としては控えているという段階である。今回の取り組み方針の案については、まだ取れないものと考えている。

<琵琶湖河川事務所>

- ・大戸川ダム以外の、元号表記の変更、ハードの実施箇所の変更については(案)のまま修正した上で、今回については(案)のままにして、方向性を決めて協議会の場で詰った上で(案)を取ることにする。

【対応②】

ハード対策に関する事項を取組方針に記載します。

(取組方針修正案②)

・取組方針 3. 主な課題 (P.3)

3. 主な課題

圏域の地形的特徴や、地域で浸水被害・土砂災害を発生させた平成25年9月台風第18号等、過去の災害時における対応状況、現状の水害、土砂災害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- ①想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流等による氾濫が想定される。
- ②大戸川、信楽川沿いの地域や琵琶湖沿岸部の低平地については、その地形的な特徴から、特に浸水リスクが高くなっている。おり、大戸川に関する改修の促進を図るなど、さらなる対策が求められる。
- ③平成25年9月台風第18号では、大戸川が各地で溢水したことにより、広範囲にわたり浸水被害が発生した。また、各地で河川の氾濫や土砂崩れ等が発生し、床上、床下浸水などの住宅被害が発生したほか、道路が寸断されるなど社会的影響も広がった。
- ④河川の氾濫や土砂災害のおそれがある地域においても、危機意識が十分でないことが多く、避難行動の遅れが懸念される。
- ⑤水防団員の水害の対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。
- ⑥瀬田川では、瀬田川洗堰が設置されており、適切な管理と的確な操作が求められる。
- ⑦土砂災害危険箇所が多く、土砂災害防止施設の整備率が約20%であり、未対策の箇所の方が多いが、すぐには整備が進まない。
- ⑧過去に整備された土砂災害防止施設では、土石流や流木対策の新基準を満たしていないが、未整備箇所と比べて安全度は高いことから、すぐに改築には着手できない。
- ⑨土砂災害警戒情報の発表が、避難勧告の発令、避難行動に結びついていない。

意見・回答（第2回 瀬田川地域安全協議会 議事概要）

対応

議題3 平成30年度の主な取組内容について

●危機管理型水位計について

<大津市>

- ・危機管理型水位計の設置は大変ありがたい。この水位情報は、住民が個々にホームページ等の情報を見に行くことになるのか。

<事務局>

- ・そのとおりである。

議題4 令和元年度の主な取組予定について

●防災訓練について

<滋賀県>

- ・平成30年7月豪雨でも、土砂災害の危険が迫っていることを分かっているながらも結局避難に結びついていない、実効性のある避難ができていないということが大きな課題となった。災害後の調査で、近所や親戚の方からの声掛けにより避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、今後、防災訓練を行う際には、「声かけ避難訓練」の取組も取り入れていただきたい。

情報提供

●「水害・土砂災害の防災情報の伝え方」について

<甲賀市>

- ・「警戒レベル4で全員避難」であるが、避難勧告と避難指示の位置づけについて、イメージ的には避難勧告がなくなったということか。

<事務局>

- ・警戒レベル4の中には避難勧告と避難指示（緊急）があり、避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令されるもので、必ずしも発令されるものではない。避難勧告が発令され次第、避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難をする必要がある。

以 上